

市役所へお問い合わせは各課直通電話をご利用ください

市では、行財政改革の取組みの中で業務改善（見直し）を行ない、代表電話番号の電話交換業務を廃止しました。（現在は職員で対応しています）

各課直通電話は、用件のある課と直接電話ができません。ご用の際は、各課直通電話へおかけください。

- 総務課** ☎ 4 4 3 - 1 1 1 2
- 秘書広報課** ☎ 4 4 3 - 1 1 1 2
- 企画課** ☎ 4 4 3 - 1 1 1 3
- 課税課** ☎ 4 4 3 - 1 1 1 4
- 納税課** ☎ 4 4 3 - 1 1 1 6
- 財政課** ☎ 4 4 3 - 1 1 1 5
- 情報管理課** ☎ 4 4 3 - 1 1 1 7
- 防災課** ☎ 4 4 3 - 1 1 1 8
- 市民課** ☎ 4 4 3 - 1 1 1 9
- 国保年金課** ☎ 4 4 3 - 1 1 2 0
- 社会福祉課** ☎ 4 4 3 - 1 1 3 9
- 障がい福祉課** ☎ 4 4 3 - 1 1 6 2 2
- 高齢者福祉課** ☎ 4 4 3 - 1 4 9 1
- 地域包括支援センター** ☎ 4 4 3 - 1 2 0 7
- 児童家庭課** ☎ 4 4 3 - 1 6 9 3
- 健康管理課** ☎ 4 4 3 - 1 6 3 1
- 老人福祉センター** ☎ 4 4 3 - 5 2 1 1
- 簡易マザーズホーム** ☎ 4 4 3 - 4 1 5 3
- つくし園** ☎ 4 4 3 - 1 4 0 2
- 農政課** ☎ 4 4 3 - 1 4 0 5
- 環境課** ☎ 4 4 3 - 1 4 0 6
- クリーンセンター** ☎ 4 4 3 - 6 9 3 7
- 道路河川課** ☎ 4 4 3 - 1 4 2 0
- 都市計画課** ☎ 4 4 3 - 1 4 3 0
- 都市整備課** ☎ 4 4 3 - 1 4 3 2
- 下水道課** ☎ 4 4 3 - 1 4 4 0
- 【部外】**
- 会計課** ☎ 4 4 3 - 1 4 4 0
- 水道課** ☎ 4 4 3 - 0 6 7 7
- 議会事務局** ☎ 4 4 3 - 1 4 8 2
- 農業委員会事務局** ☎ 4 4 3 - 1 4 8 3
- 選挙管理委員会事務局** ☎ 4 4 3 - 1 1 1 3
- 監査委員事務局** ☎ 4 4 3 - 1 4 8 5
- 【教育委員会】**
- 庶務課** ☎ 4 4 3 - 1 4 4 2
- 学校教育課** ☎ 4 4 3 - 1 4 4 6
- 社会教育課** ☎ 4 4 3 - 1 4 6 4
- スポーツ振興課** ☎ 4 4 3 - 1 4 6 5
- 中央公民館** ☎ 4 4 3 - 3 2 2 5
- 図書館** ☎ 4 4 4 - 4 9 4 6
- 視聴覚教材センター** ☎ 4 4 3 - 5 2 2 2
- 郷土資料館** ☎ 4 4 3 - 1 7 2 6
- 学校給食センター** ☎ 4 4 4 - 1 1 8 1
- スポーツプラザ** ☎ 4 4 3 - 8 0 0 3

各課直通電話番号
ホームページアドレス



<http://www.city.yachimata.lg.jp/top/list.html>

水道の冬じたくをしましょう

◆夜の冷えこみにご注意

気温がマイナス4℃以下になると、防寒の不十分な水道管は凍ったり、破裂したりします。

特に、むき出しになっている水道管、強い風が吹き込む場所や日陰などに設置された水道管は、早めに冬じたくをしましょう。

◎水道管が破裂したときの対処法

止水せんを締めて水を止めるか、破裂した部分に布かテープを巻きつけるなど

◎水道が凍って出ないときの対処法

の応急処置をしてから、市指定工事業者へ修理をお申し込みください。

タオルをかぶせた上から、ぬるま湯をゆっくりとかけ、凍っている場所を溶かしてください。

このときに熱湯をかける水道管が破裂したり、ひび割れることがありますのでご注意ください。

◎防寒のしかた

◎市水道課

☎ 4 4 3 - 0 6 7 7

市立保育園の臨時職員登録希望者を募集

市では、市立保育園（6園）に勤務する保育士の登録希望者を募集しています。

登録された方は、平成26年3月までに市立保育園で勤務している職員が出産や病気休暇などにより欠員する場合などの際、臨時職員として採用します。

なお、採用する際は、登録者の中から勤務先や勤務内容などが合致した方を面接のうえ、決定します。

資格	保育士資格を持つ、年齢55歳程度までの方
勤務時間	平日 午前8時30分～午後5時 または 午前9時30分～午後6時 土曜日 午前8時30分～午後0時30分 または 午前11時～午後3時 ※週1回～2回程度の早番、遅番があります
雇用期間	原則6カ月間（雇用期間を更新する場合あり）
賃金	時給1,100円

※臨時職員登録を希望される方は、履歴書（写真を貼付したもの）と保育士証を持参のうえ本人が児童家庭課でお申し込みください。

☎ 児童家庭課 ☎ 4 4 3 - 1 6 9 3